

年金機構けんぽからのお知らせ（第389号）4. 3. 28

令和4年度健康保険料率・介護保険料率の決定について

令和4年2月22日に開催された第33回組合会において、令和4年度予算が議決され、保険料率は令和3年度と同様、健康保険料率が98.0‰、介護保険料率が17.8‰に決定されました。

保険料率の内訳については下記のとおりです。

記

令和4年度の保険料率

保険料率		事業主負担分	被保険者負担分	合計
健康保険料率		49.0‰	49.0‰	98.0‰
内 訳	一般保険料率	48.36‰	48.36‰	96.72‰
	基本保険料率	28.190‰	28.190‰	56.380‰
	特定保険料率	20.170‰	20.170‰	40.340‰
	調整保険料率	0.64‰	0.64‰	1.28‰
介護保険料率		8.90‰	8.90‰	17.8‰

※令和4年3月分(任意継続被保険者は令和4年4月分)の保険料から適用されます。

- 一般保険料は、基本保険料と特定保険料に区分されます。
基本保険料は、保険給付、保健事業等の費用に充てるための保険料です。
特定保険料は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等に充てるための保険料です。
- 調整保険料は、健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金交付事業、組合財政支援交付金交付事業に要する費用に充てるための保険料です。

【参考】全国健康保険協会の全国平均(令和4年度見込)

健康保険料率： 100.0‰

介護保険料率： 16.4‰

- 一般被保険者の保険料額は、「健康・介護保険標準報酬月額別保険料額表」をご覧ください。
- 任意継続被保険者の保険料額は、「任意継続被保険者保険料額表」をご覧ください。
- 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、300千円です。(けんぽからのお知らせ第382号)